

加古川市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成 20 年規則第 1 号。以下「細則」という。)第6条の規定により、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、細則において使用する用語の例による。

(対象建設工事の届出の添付書類)

第 3 条 対象建設工事の発注者又は自主施工者(以下「届出者」という。)が、代理人を選任して法第 10 条第 1 項又は第2項の規定により届け出る場合は、委任状(書式第1号)その他の代理権限を証する書面を添付するものとする。

2 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成 14 年国土交通省令第 17 号)第 2条第2項に規定する届出書には、同条第3項に規定する図書のほか、付近見取図を添付するものとする。

3 前項に規定する届出書の記載事項のうち工程の概要について、当該届出書の記載欄が狭いために当該届出書内に記載することができないときは、別紙として工程表(書式第2号)その他の工程の概要を示す書面を添付することができる。

(届出工事の取止め)

第 4 条 届出者は、法第 10 条第 1 項又は第2項の規定による届出をした後において、当該届出をした工事を取り止めるときは、届出工事取止届(書式第3号)を市長に提出するものとする。

(分別解体等の計画に係る措置命令)

第 5 条 法第 10 条第3項の規定による措置命令は、分別解体等の計画に係る措置命令書(書式第4号)により行うものとする。

(国等に関する特例の通知)

第 6 条 本市が法第 11 条の規定による通知をするときは、通知書(書式第5号)により行うものとする。

2 国又は県が前項の通知をするときは、前項の書式により行うことができる。

(分別解体等に係る助言又は勧告)

第 7 条 法第 14 条に規定する助言又は勧告は、分別解体等の実施に関する(助言・勧告)(書式第6号)により行うものとする。

(分別解体等に係る措置命令)

第 8 条 法第 15 条の規定による措置命令は、分別解体等に係る措置命令書(書式第7号)により行うものとする。

(出頭の要請)

第 9 条 市長は、法第 42 条第 1 項の規定による報告を求めるために必要と認めるときは、当該報告をすべき者に対し出頭要請書(書式第8号)により、出頭するよう要請することができる。

(立入検査)

第 10 条 市長は、法第 43 条第 1 項の規定による立入検査を実施した場合は、建設リサイクル現地検査書(書式第9号)を調製するものとする。また、同項の規定によらず任意に立入検査をした場合においても同様とする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。

委 任 状

私は都合により _____ を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項による届出その他の手続きを
委任します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 代理者の住所・連絡先

①住 所 _____

②連絡先（昼間の連絡先）

○自宅・勤務先・携帯 電話番号 — —

（該当するものを○で囲む）

会 社 名（勤務先の場合） _____

所 属 等（勤務先の場合） _____

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

工 程 表

(建築物解体工事の場合)

作業内容	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
①足場・養生 シート等の設 置								
②重機の搬入								
③障害物の除 去								
④建具、畳等 の撤去								
⑤石膏ボード の手壊し								
⑥手作業によ る瓦降し								
⑦機械併用の 上屋解体								
⑧木材等の積 込・搬出								
⑨非飛散性アスベ ストの積込・搬出								
⑩基礎・土間 の解体								
⑪コン塊の積 込・搬出								
⑫養生シート 等の撤去								
⑬整地・完了								

届出工事取止届

年 月 日

加古川市長 様

届出者 住所：

氏名：

電話番号： — —

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により届出をした工事を取り止めます。

1. 届出日 年 月 日

2. 受付番号

3. 工事の名称

4. 工事の場所

※受付番号：

第 号
年 月 日

(住所)

(氏名)

様

加古川市長



分別解体等の計画に係る措置命令書

年 月 日付けで届出のあった(分別解体等の場所)の分別解体等について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第3項の規定により、下記のとおり措置することを命じます。

記

1 措置の内容

2 命令の理由

(教示)

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、加古川市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分（この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は、加古川市長となります。）、提起することができます。

通 知 書

年 月 日

加古川市長 様

(通知者) 発 注 者 _____

職・氏 名 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所 属 名			
	担当者職 ^{フリガナ} 氏名			
	住 所			
	電 話 番 号	— — (内線)		
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	兵庫県加古川市		
	工事の概要	工事の種類と規模（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）		
		☐ 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ²		
		☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m ²		
		☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円(税込)		
	☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(_____)注 請負代金 _____ 万円(税込)			
工 期	年 月 日～ 年 月 日 工事着工予定日： 年 月 日			
請負者	会 社 名		現場代理人 ^{フリガナ} 氏名	
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号	— — (内線)	F A X	— —

※受付番号： _____

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

具体的な工事の種類の例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・下水道関係工事	
土地造成、区画整理関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

第 号
年 月 日

(住所)

(氏名)

様

加古川市長



分別解体等の実施に関する(助言・勧告)

(分別解体等の場所)の分別解体等について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 14 条の規定により、下記のとおり（助言・勧告）します。

記

1 適正な実施を確保する事項

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 条第 項
施行規則第 条

2 （助言・勧告）する内容

(住所)

(氏名)

様

加古川市長



分別解体等に係る措置命令書

(分別解体等の場所)の分別解体等について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 15 条の規定により、下記のとおり措置することを命じます。

記

1 措置の内容

2 命令の理由

教示

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、加古川市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分（この処分について上記 1 の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は、加古川市長となります。）、提起することができます。

年 月 日

発注者・自主施工者・受注者

(該当する者に○を付す)

様

加古川市長

(担当者 連絡先)

出頭要請書

建設工事の分別解体等について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項の規定により報告を求めます。

つきましては、下記のとおり出頭してください。

記

1、日 時 年 月 日 午前・午後 時

2、場 所 加古川市 課 窓口

3、報告を求める内容 ()

4、持参するもの

発注者の場合	受注者又は自主施工者の場合
・この要請書 ・法第 12 条第 1 項に基づく事前説明書(説明を受けた場合) ・工事請負契約書又は見積書 ・その他()	・この要請書 ・法第 12 条第 1 項に基づく事前説明書(説明をした場合) ・分別解体の計画等 ・工事請負契約書又は見積書 ・その他()

当日、都合により出頭できない場合は、事前に連絡してください。

教示

法第 42 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたものは、法第 51 条第 4 号の規定により 20 万円以下の罰金に処せられることがあります。

建設リサイクル現地検査書				
(1) 整理番号		(2) 届出の有無 ☐ 有 (届出番号 番) ☐ 無		
(3) 検査日時		年 月 日 時～ 時		
(4) パトロール等		☐ パトロール ☐ 投書 ※通報・投書の場合 ☐ 通報 ☐ その他 ・日付 (・ ・) ・相手方		
(5) 検査者職氏名		・内容		
検査者職氏名				
	氏 名 ・ 名 称	住 所	電 話 番 号	許可(登録)番号
発 注 者				大臣・知事 号
受 注 者				大臣・知事 号
下請負人				大臣・知事 号
(7) 現地責任者又は現場で協議した者 ☐ 有 ☐ 無 (目視) 氏名 連絡先				
(8) 技術管理者(主任技術者・監理技術者)の確認 氏名 連絡先				
(9) 工事の場所		(11) 道路等周辺の状況		
(10) 標識の有無 ☐ 有 ☐ 無				
(12) 対象物の概要等 ・概要 用途 地上 階、地下 階 工種 ☐ 解体工事 m ² ☐ 修繕・模様替工事 万円 ☐ 対象工事 ☐ 新築・増築工事 m ² ☐ その他土木工事等 万円 ☐ 対象外工事 ・特定建設資材の種類 ☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ 木材 ☐ アスファルト・コンクリート				
(13) 現況 ・工程 ☐ 未着工 ☐ 建設設備・内装資材等 ☐ 屋根ふき材 ☐ 外装材・上部構造部分 ☐ 基礎・基礎ぐい ☐ 完了				
(14) 分別解体等の適否 ・仮設工事 ・分別解体等スペースの有無 ・残存物品 ・解体の工程 通常的工程によらない場合の理由() ・解体の方法 通常の解体方法によらない場合の理由() ・搬出経路の確保 ・有害物質の発生抑制対策 ・その他				
(15) 着工日		年 月 日	完了日	年 月 日
(16) 違反事項				
(17) 指導事項				
※措置経過 ☐ 変更命令 (・ ・) ☐ 助言 (・ ・) ※完結 ☐ 現地確認 (・ ・) ☐ 勧告 (・ ・) ☐ 是正 (・ ・) ☐ 立入検査 (・ ・) ☐ 15条命令 (・ ・) ☐ 適正 (・ ・) ☐ 報告徴収 (・ ・) ☐ 命令解除 (・ ・) ☐ 告発 (・ ・)				
※備考				